

AIチャート利用規約

本AIチャートサービスの契約申込者は、本規約をご確認の上、本規約に同意いただく必要があります。

第1章 総則

第1条 (適用)

本規約は、当社による本AIチャートサービスの提供条件及び契約申込者/契約者と当社の間の権利義務関係を定めることを目的とし、契約申込者/契約者と当社との間の本AIチャートサービスに関連する一切の關係に適用されるものとします。

第2条 (定義)

本規約において使用する用語は、以下に定める意味を有します。

- (1) 「当社」とは、GMOヘルスケア株式会社(GMO Healthcare, Inc.)をいいます。
- (2) 「本規約」とは、このAIチャート利用規約をいいます。
- (3) 「本AIチャートサービス」とは、当社が提供する以下に掲げるサービスにより構成されるものをいいます。
 - I. 医療広告掲載サービス
 - II. 診療予約受付・管理サービス
 - III. AIアシストサービス
 - IV. メッセージサービス
 - V. オンライン診療サービス
 - VI. 医療費決済サービス
 - VII. その他関連サービス
- (4) 「本サイト」とは、当社が患者向けサービス「GMOクリニック・マップ」(URL: <https://gmo-clinic-map.com>)を提供するために運営するウェブサイト、システム、ソフトウェア及びアプリケーションをいいます。
- (5) 「医療広告」とは、契約者の登録医療機関に係る広告、表示その他情報をいいます。
- (6) 「本システム」とは、本AIチャートサービスのうち、当社が契約者に対して本AIチャートサービスを提供するために運営するウェブサイト、システム、ソフトウェア、アプリケーション及びドキュメントをいいます。
- (7) 「本AIチャートサービス用設備」とは、当社が本AIチャートサービスを提供するために所有又は管理するコンピュータ、サーバ、ケーブル、インターネット通信機器、システム、ソフトウェア(OS、ブラウザ、ウイルスセキュリティソフトを含みます。)、アプリケーションその他設備をいいます。
- (8) 「契約申込者」とは、利用契約締結の申込みをする者をいいます。
- (9) 「契約者」とは、当社と利用契約を締結した者をいいます。
- (10) 「契約者アカウント」とは、契約者が本システムにログインして本AIチャートサービスを利用するための設定をいいます。
- (11) 「契約者設備」とは、契約者が本AIチャートサービスを利用するために所有又は管理するコンピュータ、サーバ、ケーブル、インターネット通信機器、システム、ソフトウェア(OS、ブラウザ、ウイルスセキュリティソフトを含みます。)、アプリケーションその他設備をいいます。
- (12) 「利用契約」とは、本規約を契約条件として契約申込者と当社の間で締結される、本AIチャートサービスを利用するための契約をいいます。
- (13) 「医療機関」とは、病院及び診療所をいいます。
- (14) 「登録医療機関」とは、契約者が開設する医療機関のうち、契約者が締結した利用契約において本AIチャートサービスの利用を許諾されたものをいいます。
- (15) 「登録情報」とは、契約者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス、支払情報その他の利用契約の当事者である契約者ご自身に関する情報をいいます。
- (16) 「契約者情報」とは、登録情報を除く、契約者が本システム上で保存した情報及び本AIチャー

トサービスを利用する過程で本システム上において保存された情報をいいます。

- (17) 「認証情報」とは、本AIチャートサービスに係るID、パスワード、電子証明書、多要素認証用情報並びに契約者が本AIチャートサービスを利用するために使用するコンピュータ、スマートフォンその他の情報端末に係る生体認証、PIN番号、パスワード等の情報をいいます。
- (18) 「外部ベンダー」とは、当社が本AIチャートサービス及び本システムを提供するために利用する外部委託先及びサービス提供者をいいます。
- (19) 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団又はこれらの者と密接な関わりを有する者若しくはこれらに準じる者をいいます。
- (20) 「法令等」とは、法律、条例、省令、規則、告示、判決、決定、仲裁判断、通達、ガイドライン、行政機関の政策及び自主規制機関の規則等をいいます。
- (21) 「知的財産権」とは、特許権、実用新案権、育成者権、意匠権、著作権、著作隣接権、商標権その他知的財産に関して法令等により定められた権利又は法律上保護される利益をいいます。

第3条（規約の変更）

本規約の規定は、法令等の変更、行政機関の指導、その他事業運営上の必要が生じた場合、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定並びにその効力発生時期は、事前に契約者に周知します。契約者が変更の効力発生日以降も本AIチャートサービスを利用した場合、契約者は当該変更に同意したものとみなします。

第2章 契約者アカウント

第4条（利用契約の締結）

- 1. 契約申込者が利用契約を締結する旨の申込みを行う場合は、契約申込者が開設する医療機関のうち、登録医療機関としたいものを明示した上で、当社所定の方法により申込手続きを行うものとします。契約申込者が当該申込手続きを完了した場合、契約申込者は登録情報が真実かつ正確であることを表明及び保証し、かつ、本規約に同意した上で、利用契約締結の申込みを行ったものとみなします。
- 2. 当社は、当社の基準に従い、第1項による契約申込者の申込みを承諾するかどうかの審査を行い、審査結果を契約申込者に通知します。当社が契約申込者の申込みを承諾する場合には、当社がその旨の審査結果の通知を行ったことをもって、契約申込者と当社との間に、本規約を契約条件とする、登録医療機関に係る利用契約が締結され、契約申込者は登録医療機関に係る契約者としての地位を取得します。
- 3. 利用契約の締結は、契約申込者/契約者が開設する医療機関単位で行います。当社は、契約者に対し、利用契約に明示された登録医療機関に限り、本AIチャートサービスの利用を許諾します。
- 4. 契約申込者による利用契約を締結する旨の申込みを受けた場合であっても、契約申込者が以下の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合（以下「契約締結拒否事由」といいます。）、当社は契約申込者からの当該申込みに対する承諾をお断りすることができます。当社は、契約申込者からの当該申込みに対する承諾をするかどうかに関する審査結果の理由については、開示義務を負いません。
 - (1) 本規約違反があるとき
 - (2) 過去に、本規約違反があったとき
 - (3) 医療機関の開設者でないとき
 - (4) 開設する医療機関に医師免許を有する者がいないとき
 - (5) 開設する医療機関が日本に住所を有しないとき
 - (6) 監督官庁より営業（医師免許、医業、医療機関の業務及び保険医療機関の指定を含む。）の取消又は停止等の処分を受けたことがあるとき
 - (7) 日本に住所を有しないとき

- (8) 本AIチャートサービスと競合するサービスの提供を行うために本AIチャートサービスの内容を調査する目的があると疑われるとき
- (9) 登録情報に虚偽、誤り又は不十分な内容があるとき
- (10) 契約申込者に当社が通知してから30営業日以上返信がない等連絡不能になったとき
- (11) クレジットカード会社の支払承認が受けられないことが明らかになったとき、クレジットカードの不正利用があるとき
- (12) 反社会的勢力に該当するとき
- (13) 上記各号の他、当社が合理的理由により利用申込みをお断りする必要があると判断したとき

第5条（当社による措置）

1. 当社は、契約者が以下の各号に掲げる事由のいずれかに該当した場合、事前に通知又は催告をすることなく、(i)契約者による本AIチャートサービスの利用の全部若しくは一部を中断若しくは一時停止し、(ii)契約者の登録情報若しくは本サイト上の医療広告の全部若しくは一部の変更若しくは消去、又は(iii)契約者と当社の間の利用契約の全部若しくは一部を解約することができます。この場合、利用契約の解約は当社の契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
 - (1) 支払停止があった場合、又は仮差押、差押、仮処分、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - (2) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
 - (3) 手形又は小切手が不渡りとなった場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 監督官庁より営業(医師免許、医業、医療機関の業務及び保険医療機関の指定を含む。)の取消又は停止等の処分を受けた場合
 - (6) 廃業した場合
 - (7) 第20条(禁止事項)の規定に違反したとき
 - (8) 契約者に通知してから30営業日以上返信がない等連絡不能になったとき
 - (9) 1年を超えて本AIチャートサービスの利用がないとき
 - (10) 契約者とGMOイプシロン株式会社とのfincode byGMO利用規約に基づく契約が終了したとき
 - (11) 上記各号の他、契約者と当社の間の信頼関係が失われ、利用契約を継続し難い重大な事由が生じたとき
2. 前項に規定する場合以外に、契約者が利用契約に違反し、当社が相当期間の定めをした是正の催告をしたにもかかわらず、契約者が当該催告後相当期間以内に当該違反を是正しなかった場合、当社は、(i)契約者による本AIチャートサービスの利用の全部若しくは一部を中断若しくは一時停止し、(ii)契約者の登録情報若しくは本サイト上の医療広告の全部若しくは一部の変更若しくは消去、又は(iii)契約者と当社の間の利用契約の全部若しくは一部を解約することができます。この場合、利用契約の解約は当社の契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
3. 前2項の場合、契約者が当社に対して負担する債務があるときは、当社に対して負担する当該債務の一切について当然に期限の利益を失うものとします。
4. 契約者が当社による本規約の変更に同意されない場合、変更の効力発生日以降、当社は、契約者による本AIチャートサービスの利用の全部又は一部を停止することができます。
5. 当社は、契約者が以下の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当したおそれがある場合、事前に通知又は催告をすることなく、契約者による本AIチャートサービスの利用の全部若しくは一部を中断若しくは一時停止することができます。
 - (1) 契約者アカウントが第三者に乗っ取られたとき
 - (2) 契約者の認証情報が窃取又は無断利用されたとき
 - (3) 契約者の登録情報が無断で改ざんされたとき
 - (4) 上記各号の他、契約者アカウントを保護するために合理的に必要があるとき
6. 契約者が第1項各号又は前項各号に該当した場合、又は該当することとなる場合、速やかに

当社にその旨を通知するものとします。

第6条（契約者による利用契約の解約）

1. 契約者は、いつでも利用契約を解約することができます。
2. 契約者が、GMOイプシロン株式会社との間のfincode byGMO利用規約に基づく契約を解約した場合、利用契約も同時に解約されます。

第7条（利用契約の終了の効力）

1. 契約者は、利用期間満了、利用契約の解約その他の事由の如何を問わず、利用契約が終了したときに登録医療機関に係る契約者の地位を失います。利用契約の終了は将来に向かってのみ効力を生じます。
2. 利用契約が終了した場合であっても、契約者及びその患者の間の締結済みの診療契約の内容及び効力には何ら影響を与えません。

第3章 本AIチャートサービスの提供条件

第8条（善管注意義務）

当社は、利用契約の趣旨に従い、善良な管理者の注意をもって、本AIチャートサービスを提供するものとします。

第9条（提供時間）

1. 本AIチャートサービスの提供時間は、24時間です。但し、第21条（本AIチャートサービスの一時停止等）の場合はこの限りではありません。
2. 当社が本システムにエラー、バグ等の不具合又は障害が生じたことを知った場合、速やかに契約者にその旨を通知するものとします。この場合、当社は速やかに本システムの修補又は復旧の処置を行うものとします。

第10条（提供地域）

契約者は、日本国内に所在する登録医療機関が、日本国内の患者に対して診療を行うことに限り、本AIチャートサービスを利用することができます。

第11条（利用料金）

1. 本AIチャートサービスは、医療費決済サービスを除き、その利用料金は無料です。
2. 医療費決済サービスの利用料金は、医療費の決済金額のうち別途定める割合の金額とします。
3. 契約者が利用料金の支払いを遅滞した場合、契約者は支払期日の翌日から支払済みまで年14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

第12条（サポート）

契約者は、当社が別途定める日時において、本AIチャートサービスの利用について当社に問合せをすることができます。

第13条（利用期間）

1. 本AIチャートサービスの利用期間は、利用契約の締結日から1年間とします。
2. 前項の利用期間は、期間満了の1ヶ月前までに、契約者又は当社から更新しない旨の意思表示がない限り、更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

第14条（医療広告掲載サービス）

1. 契約者は、その医療広告を本サイトに掲載することができます。
2. 契約者は、当社に対し、本サイトに契約者の医療広告を掲載する毎に、本サイトに掲載される契約者の医療広告について、以下の各号に掲げる事項が真実かつ正確であることを表明及び保証します。

- (1) 景品表示法、特定商取引法、薬機法、医療法、医療広告ガイドラインその他法令等に違反しないこと
 - (2) 特定商取引法、薬機法、医療法、医療広告ガイドラインその他法令等により記載が必要な事項を全て記載していること
 - (3) 虚偽又は誤解を招く内容がないこと
 - (4) 第三者の名誉、信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権、知的財産権又は営業秘密・ノウハウ等その他の権利又は利益を侵害又は毀損するものではないこと
3. 患者から契約者に対し、契約者の医療広告に係る質問、問合せ又は苦情の申し出があった場合、契約者は法令等に従い、速やかに処理しなければなりません。

第15条（診療予約受付・管理サービス）

1. 契約者は、本システムにおいて、患者からの診療予約申込みを受け付けることができます。
2. 本システムにより、患者から診療予約申込みを受けた場合、当該診療予約申込みが登録医療機関の診療可能な日時についてなされたときは、契約者と患者の間で診療契約が成立します。当社は、当該診療契約の当事者とはならず、当該診療契約に関する責任を負いません。
3. 契約者は、正当な事由がない限り、本システムにより成立した診療契約を解除してはなりません。
4. 本AIチャートサービスを利用して締結された診療契約の内容及び契約者から提供される診療の内容についての質問、問合せ、苦情及び紛争等は、契約者と患者の間で解決し、かつ、当社に何ら損害を生じさせないようにするものとし、当社はその解決に係る義務を負いません。
5. 当社は、本AIチャートサービスを利用して締結された診療契約に基づく医療費債権の弁済について何ら責任を負わず、かかる医療費債権の請求又は支払の督促等の義務を負いません。

第16条（AIアシストサービス）

1. AIアシストサービスは、疾病の診断、治療又は予防に使用されることを目的としておらず、医療機器プログラムではございません。
2. 契約者に所属する医師のみがAIアシストサービスを利用できます。契約者は、その所属する医師の責任と危険負担において、AIアシストサービスを利用するものとします。
3. AIアシストサービスを利用したAI生成物の内容を医師が全て確認した場合に限り、契約者は当該AI生成物を利用することができます。
4. AIアシストサービスの入力データ及び出力データについて、当社又は外部ベンダー（Amazon Web Services、Anthropic、株式会社アドバンスト・メディア）が、機械学習等に利用すること、又は第三者に開示することはございません。
5. 契約者が、AIアシストサービスのうちの音声認識機能を使用する場合は、以下の各号に掲げる事項について、あらかじめ患者の有効かつ適法な同意を取得するものとする。
 - (1) AIアシストサービスのうちの音声認識機能を使用すること
 - (2) AIアシストサービスのうちの音声認識機能を使用して生成されたAI生成物の著作権は契約者に帰属し、患者は当該AI生成物に係る著作権者人格権を行使しないこと

第17条（オンライン診療サービス）

1. 契約者は、自らの責任と危険負担により、法令等に従い、診療予約をした患者に対して、オンライン診療を実施することができるかどうかの判断をするものとします。
2. 契約者は、法令等に従い、オンライン診療を行うものとします。

第18条（医療費決済サービス）

1. 契約者が医療費決済サービスを利用する場合、外部ベンダーであるGMOイブシロン株式会社
が別途定めるfincode [byGMO利用規約 \(URL: https://www.fincode.jp/assets/document_dl/terms/fincode_terms.pdf\)](https://www.fincode.jp/assets/document_dl/terms/fincode_terms.pdf) に従うものとしま

す。この場合、契約者は、GMOイブシロン株式会社との間でfincode byGMO利用規約に基づく契約を締結するものとします。

2. 契約者は医療費決済サービスを利用する場合、当社が契約者に代わって決済のデータ処理対応及び管理画面の操作を行うことの代理権を授与します。
3. 契約者は、当社に対して、GMOイブシロン株式会社と契約者の間の利用手数料等の変更に係る契約締結の代理権限を付与するものとします。
4. 本規約への同意又は当社が提供する医療費決済サービスを利用継続することにより、契約者はGMOイブシロン株式会社所定のfincode byGMO利用規約に拘束されるものとします。
5. 契約者は、当社に対して正確かつ完全な情報を提供することに同意し、当社が当該情報及びGMOイブシロン株式会社が提供するfincode byGMOの利用に関連する取引情報を当社及びGMOイブシロン株式会社間で共有することを認めるものとします。
6. 契約者は、医療費決済サービスの決済手数料を負担するものとします。

第19条（再委託）

当社は、本AIチャートサービスの提供に関する業務の全部又は一部を外部ベンダーその他の第三者に委託することができます。

第20条（禁止事項）

契約者は、本AIチャートサービスの契約申込み及び利用に関連して、以下の各号に掲げる事由のいずれかに該当する行為、又は該当するおそれがある行為をしてはならないものとします。

- (1) 法令等違反又は犯罪行為
- (2) 公序良俗違反
- (3) 医療倫理違反
- (4) 第39条（反社会的勢力等の排除）第1項又は第2項の規定に違反すること
- (5) 第27条（契約者設備の所有・管理）第1項の医療情報システム安全管理措置義務違反
- (6) 登録医療機関以外で本AIチャートサービスを利用すること
- (7) 本AIチャートサービスを外国に所在する患者の診療に利用すること
- (8) 外部ベンダーが定める規約又は規制に違反すること
- (9) 本AIチャートサービスを診療提供目的以外で利用すること
- (10) 本AIチャートサービスと競合するサービスを提供する目的で、本AIチャートサービスの内容を調査すること
- (11) 認証情報を自ら以外の第三者に使用させ、若しくは貸与、譲渡、売買その他の処分をすること、又は第三者の認証情報を使用すること
- (12) 契約者アカウントを貸与、譲渡、売買その他の処分をすること、又は他人の契約者アカウントを使用すること
- (13) 第三者又は実在しない者になりすまして本AIチャートサービスの契約申込み、又は本AIチャートサービスの利用を行うこと
- (14) 第三者のために、本AIチャートサービスを利用し、又は利用契約を締結すること
- (15) 当社に虚偽の登録情報を提供すること
- (16) 当社に第三者又は実在しない者の情報を登録情報として提供すること
- (17) 契約締結拒否事由に当たるにもかかわらず、これを偽って本AIチャートサービスの契約申込みをすること
- (18) 当社、患者、本AIチャートサービスの他の契約者又は第三者の名誉、信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権、知的財産権又は営業秘密・ノウハウ等その他の権利又は利益を侵害又は毀損すること
- (19) 第三者の個人情報をも本人に無断で開示すること
- (20) 診療予約日時に、(i)合理的な理由なく著しく遅延して診療を開始すること、又は(ii)正当な事由なく診療をキャンセルすること
- (21) わいせつな表現、児童ポルノ、差別的表現、ヘイトスピーチ、残虐な表現、犯罪若しくは自殺・自傷を美化、助長又は扇動する表現、その他公序良俗に反する表現を掲載又は送信すること

- (22) 虚偽又は誤解を招く情報を掲載又は送信すること
- (23) オンライン診療サービスにおいて、患者の同意なく、録音、録画、撮影をし、又はその内容を第三者に開示すること
- (24) メッセージサービスにおいて、診療提供に無関係又は不必要なメッセージを送信すること、
- (25) 医療費決済サービスにつき、医療費決済以外の目的に利用すること
- (26) 医療費決済サービスにおいて、契約者が負担すべき決済手数料を患者に負担させること
- (27) 医療費決済サービスにおいて、患者が利用する決済方法の相違に応じて、患者に対する請求金額を相違させる等の差別的な取扱いをすること
- (28) AIアシストサービスにおいて、著作権侵害を行うこと
- (29) AIアシストサービスにおいて、医師以外の者が利用すること
- (30) AIアシストサービスにおいて、医師がAI生成物の内容を確認せずに、AI生成物を利用すること
- (31) 当社、患者又は本AIチャートサービスの他の契約者に対して、暴言、誹謗中傷、脅迫又はいやがらせを行うこと
- (32) 本AIチャートサービス設備、本システム又は本サイトに対して、過度に負荷をかけること又はサイバー攻撃、不正アクセス、若しくはハッキング等を行うこと
- (33) 本AIチャートサービス設備、本システム又は本サイトに対して、コンピュータ・ウイルス等の有害なプログラム等を送信し、又は掲載すること
- (34) 本システム又は本サイトの改ざん、改変又は消去をすること
- (35) 本システム又は本サイトに対してリバースエンジニア、逆アセンブル、逆コンパイルその他の解析をすること
- (36) 本システム又は本サイトのセキュリティの機能を回避すること
- (37) 当社の事業活動又は本AIチャートサービス、本システム若しくは本サイトの運営を妨害すること
- (38) 許認可が必要な事業につき、当該許認可を取得せずに当該事業を営むこと
- (39) 異性交際を希望する情報、又は異性交際に関する情報を掲載又は送信すること
- (40) 無限連鎖講を開設し、若しくはこれに加入することを勧誘し、又はこれらの行為を助長すること
- (41) マルチ商法(連鎖販売取引)を行うこと、又はこれを助長すること
- (42) 政治活動又は宗教活動を行うこと
- (43) 上記各号の他、当社が合理的理由により不適切であると判断した行為

第21条 (本AIチャートサービスの一時停止等)

1. 当社は、事前に契約者に周知した時間帯において、本AIチャートサービス設備の保守点検を行うため、本AIチャートサービスの全部又は一部の提供を一時停止又は中断することができます。但し、緊急時に行う必要がある場合には、事前に契約者に通知することを要しないものとします。
2. 地震、台風、津波、噴火その他天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、伝染病、法令等の制定又は改廃、公権力による命令・処分その他政府による行為、争議行為、電気通信事業者等の事故、障害若しくは事業停止、善良な管理者の注意をもってしても回避できないシステム障害、サイバー攻撃、不正アクセス、有害なプログラムの侵入若しくはハッキング等、不可抗力、その他の当社の責に帰すべき事由によらずに本AIチャートサービスの運営ができなくなった場合、契約者に事前に通知することなく、本AIチャートサービスの全部又は一部の提供を一時停止又は中断することができるものとします。この場合、本AIチャートサービスの全部又は一部の提供が商業上不可能になったときは、当社は本AIチャートサービスの全部又は一部を廃止できます。

第22条 (本AIチャートサービスの内容の変更及び終了)

1. 当社は、必要に応じて本AIチャートサービスの内容を変更すること及び本AIチャートサービスの一部を終了することができるものとします。
2. 前項の場合、当社は、1か月前までに契約者にその旨及び変更日を通知するものとします。

但し、当社は、本AIチャートサービスのうち、当社がその提供に関して外部ベンダーを利用しているものについては、事前の予告なく変更又は終了することができます。

3. 当社が本AIチャートサービスの全部を終了する場合、当社は終了の3か月前までに契約者にその旨及び終了日を通知するものとします。

第4章 情報管理

第23条（情報管理体制）

当社は、法令等に従い、情報管理体制を構築し、及び維持するものとします。

第24条（登録情報）

1. 契約者は、登録情報に変更があった場合、契約者アカウントにおいて速やかに変更を行うものとします。当該変更を速やかに行わなかったことによって契約者が損害を被った場合、当社は何ら責任を負わないものとします。
2. 契約者は、自らの責任と費用により、登録情報のバックアップを行うものとします。

第25条（個人情報の取扱い）

当社による個人情報の取扱いについては、当社が別途定める本AIチャートサービスに係る「プライバシーポリシー」（URL:<https://gmo-healthcare.zendesk.com/hc/ja/articles/36402785980441>）によるものとし、契約者は当該プライバシーポリシーに同意するものとします。

第26条（認証情報の管理・保管）

1. 契約者は、自らの責任と費用により、認証情報が第三者に利用されることを防止するため、認証情報につき善良な管理者の注意をもって、厳重に管理及び保管するものとします。
2. 契約者の認証情報が利用された場合、契約者ご自身が当該行為を行ったものとみなします。但し、当社の故意又は重過失により、契約者ご自身以外の第三者が本人の認証情報を利用した場合はこの限りではありません。
3. 契約者は、認証情報の盗難、紛失又は漏えい等によって、ご自身以外の第三者に利用されるおそれのある場合は、その旨を直ちに当社に連絡するとともに、当社の指示に従うものとします。

第27条（契約者設備の所有・管理）

1. 契約者は、自らの責任と費用により、本システムを利用するために必要な契約者設備を所有又は管理し、法令等に従って医療機関システムに求められる情報セキュリティに係る安全管理措置（以下「医療情報システム安全管理措置」といいます。）を講じるものとします。
2. 医療情報システム安全管理措置には、以下の各号に掲げる事項を含みます。
 - (1) 電気通信事業者と契約を締結し、本システムを利用するために必要なインターネット接続環境を整備すること
 - (2) システム障害、サイバー攻撃、不正アクセス、有害なプログラムの侵入及びハッキング等を防止するための合理的に必要な水準の情報セキュリティを確保すること
 - (3) 監督官庁の関連ガイドラインを遵守すること
3. 契約者は、医療情報システム安全管理措置に脅威若しくは障害が生じた場合又は契約者設備にセキュリティインシデントが生じた場合、直ちに当社に通知するものとします。

第28条（契約者情報の取扱い）

1. 当社は、契約者情報（通信の秘密に係る情報を除く。以下本条において同じ。）について、善良な管理者の注意をもって保存するものとします。
2. 当社は、契約者情報について、これを保存することを除き、契約者の指示がない限り、閲覧、処理その他の取扱いをしません。但し、以下の各号に掲げる事由がある場合はこの限りではありません。
 - (1) 緊急時又は保守点検時
 - (2) 情報セキュリティのため契約者の送信データを監視、調査、分析等するとき

- (3) 法令等に基づくとき
3. 当社は、前2項の規定に従って契約者情報を取扱う場合、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。但し、契約者の同意がある場合又は法令等に基づく場合はこの限りではありません。
- (1) 本AIチャートサービスを提供する目的以外では利用しないこと
 - (2) 契約者情報を第三者に提供すること
 - (3) 契約者情報の漏えい、滅失又は毀損をしないこと
 - (4) 違法又は不正な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による利用をしないこと
 - (5) 組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること
 - (6) 当社の従業者及び委託先の監督(委託先に当社と同等の個人情報保護に関する対策に講じさせることを含みます。)を行うこと
 - (7) 契約者情報の漏えい、滅失若しくは毀損又はこれらのおそれが生じた場合は、直ちに契約者に通知すること
 - (8) 契約者が法令等に基づいて当社に対して行う合理的に必要な書面監査に応じること
4. 契約者は、個人情報保護法その他の法令等に従い、適法に契約者情報を取得し、適切に管理するものとします。
5. 契約者は、契約者情報の取扱いに関して、当社が合理的に満足する内容のプライバシーポリシーを定めて、公表しなければなりません。
6. 当社は、契約者情報を監視する義務を負いません。
7. 当社は、契約者の利用契約の終了日から1ヵ月後の応当日以降、遅滞なく、当該契約者の契約者情報を本システムから消去します。当社は、当該消去に係る当社の作業完了証明書の電子データを契約者に提供するものとします。
8. 契約者の患者本人から、個人情報保護法に基づく開示等の請求等があった場合、契約者が自己の費用と責任において適切かつ迅速な処理を行うものとし、当社は処理の義務を負いません。
9. 契約者の契約者情報の取扱いに関し、患者本人から質問、問合せ又は苦情があった場合、契約者が自己の費用と責任において適切かつ迅速な処理を行うものとし、当社は処理の義務を負いません。

第29条（通信の秘密）

当社は、契約者情報のうち、通信の秘密に係る情報については、利用者の同意がある場合、正当業務行為その他の適法な場合を除き、当該情報を取得、保存又は利用しません。

第5章 一般条項

第30条（責任分界点）

本AIチャートサービスの責任分界点は、本AIチャートサービス用設備と公衆インターネット網の相互接続点とし、相互接続点から本AIチャートサービス用設備側に限り、当社の責任範囲とします。

第31条（権利帰属）

1. 本AIチャートサービス及び本システムに係る知的財産権及び営業秘密・ノウハウ等は、その全てが当社又は当社にライセンスを提供している外部ベンダーに帰属しており、利用契約に基づく本AIチャートサービスの提供によって、当社が契約者に対し、これらを譲渡したもの又はこれらの複製、翻案、公衆送信等の利用許諾を行ったものではありません。
2. 当社は、契約者に対し、利用契約の規定に従い自らの事業のために登録医療機関において本AIチャートサービス及び本システムを利用することに限り許諾します。
3. 登録情報、医療広告及び契約者情報に係る知的財産権及び営業秘密・ノウハウ等は、契約者に帰属しますが、契約者は当社に対し、当社が本AIチャートサービスを提供するためにこれらの複製、翻案、公衆送信等の利用許諾を無償で行い、著作権者人格権を行使しないものとします。

第32条（保証の否認）

1. 当社は、契約者に対し、本AIチャートサービスに関して、契約者の特定の目的に適合すること、完全性、正確性若しくは有用性を有すること、継続的に利用できること、欠陥がないこと又はエラー、バグ、セキュリティホール等の不具合若しくは障害が生じないことにつき、明示又は黙示を問わず、何ら保証しません。
2. 当社は、善良な管理者の注意をもって本AIチャートサービス用設備、本システム及び本サイトを管理しますが、本AIチャートサービス用設備、本システム又は本サイトに関して、サイバー攻撃、不正アクセス、有害なプログラムの侵入、ハッキング等を受けないことにつき、明示又は黙示を問わず、何ら保証しません。
3. 当社は、本AIチャートサービスの利用により、診療契約数の増加、診療の効率化等の効果を何ら保証しません。また、本AIチャートサービスを利用して診療契約の申込みを受け付けた患者が診療契約を締結する意思能力、権利能力、行為能力を有していること、又は医療費の支払能力を有していることにつき、明示又は黙示を問わず、何ら保証しません。
4. 当社は、本AIチャートサービスの利用により、契約者の患者に対する医療費債権が弁済されること、又は確実に回収されることにつき、明示又は黙示を問わず、何ら保証しません。
5. 当社は、本AIチャートサービスを利用して、契約者と患者の間に締結された診療契約の成立の有効性、内容、完備性又は履行可能性につき、明示又は黙示を問わず、何ら保証しません。契約者は、自らの責任と費用により、締結された診療契約の内容を履行するものとします。
6. 当社は、AIアシストサービスにつき、AI生成物の内容の真実性、正確性、完全性又は有用性につき、明示又は黙示を問わず、何ら保証しません。

第33条（免責事項）

契約者が本AIチャートサービスにつき以下の各号に掲げる事由により損害を被った場合であっても、当社は何ら責任を負いません。

- (1) 第15条第5項の規定により医療費債権が回収できなかったこと
- (2) 第21条（本AIチャートサービスの一時停止等）の規定に基づく本AIチャートサービスの一時停止、中断又は廃止
- (3) 第22条（本AIチャートサービスの内容の変更及び終了）の規定に基づく本AIチャートサービスの内容の変更又は提供の終了
- (4) 第30条（責任分界点）の規定により、当社側の責任範囲とされる範囲外の設備
- (5) 第32条（保証の否認）の規定により、当社が保証しない事項
- (6) AIアシストサービス又はそのAI生成物によって生じた損害
- (7) 契約者設備又はそのうちのインターネット接続の欠陥、不具合又は障害
- (8) 電気通信事業者等の提供する電気通信役務のインターネット接続
- (9) 契約者が本AIチャートサービスを利用するためのマニュアル、手順書等を遵守しなかったこと
- (10) 本AIチャートサービス用設備のうち外部ベンダーが提供するものの欠陥、不具合又は障害（当社が善良な管理者の注意をもって当該外部ベンダーの選定・監督を行った場合に限ります。）
- (11) 外部ベンダーの業務に関するもの（当社が善良な管理者の注意をもって当該外部ベンダーの選定・監督を行った場合に限ります。）
- (12) 地震、台風、津波、噴火その他天変地異、戦争、暴動、内乱、テロ行為、重大な疾病、伝染病、法令等の制定又は改廃、公権力による命令・処分その他政府による行為、争議行為、その他不可抗力
- (13) 契約者と患者の間に生じた紛争
- (14) 上記各号の他、当社の責に帰すべき事由がない場合

第34条（損害賠償）

1. 第33条（免責事項）の規定する場合を除き、本AIチャートサービスの利用により契約者に損害が生じた場合は、契約責任、不法行為その他の請求原因の如何を問わず、当社に故意又は過失があるときに限り、当社は責任を負担します。当社の当該責任は、当社に故意又は重大

な過失がある場合を除き、当社の行為により通常生ずべき損害に限られ、特別の事情による損害は当社による当該事情の予見の有無を問わず、責任を負いません。

2. 契約者が利用契約の規定に違反したこと、又は利用契約上の表明保証に違反したことにより当社に損害が生じた場合、契約者は当該損害(合理的な弁護士費用を含みます。)を賠償又は補償するものとします。

第35条 (第三者からの請求)

契約者が本AIチャートサービスを利用することにより第三者から当社に対して請求があった場合、当社に故意又は過失がある場合を除き、契約者は、当該請求に係る紛争を自らの費用と責任において処理し、かつ、当該請求により当社に生じた損害(合理的な弁護士費用を含みます。)を賠償するものとします。

第36条 (通知・周知)

1. 当社から契約者への通知は、契約者の登録情報における電子メールアドレスへの電子メール送信若しくは登録住所への郵送、又は契約者ページへのお知らせ掲載により行うものとし、当該通知が通常到達すべきである時に到達したものとみなします。
2. 契約者から当社へのお問い合わせ、通知及び連絡の方法は、当社が別途定めます。

第37条 (秘密保持義務)

1. 契約者は、本AIチャートサービスの利用に関連して、当社から開示された情報のうち、当社が秘密である旨を明示したもの(以下「秘密情報」といいます。)を、当社が事前の書面又は電磁的方法による承諾をした場合を除き、第三者に開示又は漏えいしてはなりません。但し、以下の各号に掲げる情報は、秘密情報に含まれません。
 - (1) 当社の開示時に既に公知であった情報
 - (2) 当社の開示後に利用契約に違反することなく公知となった情報
 - (3) 当社の開示時に契約者が既に適法に保有していた情報
 - (4) 契約者が秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (5) 契約者が開示者から受領した秘密情報を使用することなく独自に開発したことを証明した情報
2. 前項の規定にかかわらず、以下の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときには、契約者は、合理的に必要な限度において、当社に係る秘密情報を開示することができます。但し、第1号及び第2号の規定に基づき秘密情報を開示する場合には、受領者は、当該秘密情報の開示先に対し、開示する当該秘密情報に関して、本条において当社に対して負っている義務と同等の秘密保持義務及びその他全ての義務を課すものとします。
 - (1) 本AIチャートサービスの利用に関連して、秘密情報の開示を受ける必要のある契約者の役員等及び従業員に対して開示するとき
 - (2) 本AIチャートサービスの利用に関連して、秘密情報の開示を受ける必要のある契約者の弁護士、公認会計士、税理士、司法書士その他法令等により秘密保持義務を負う専門家に対して開示するとき
 - (3) 法令等に基づき、裁判所、行政機関その他の公的機関に対して開示が義務づけられているとき
3. 契約者は、善良な管理者としての注意をもって、当社に係る秘密情報を管理するものとします。
4. 契約者は、本AIチャートサービスの利用の目的以外で、当社に係る秘密情報を利用してはなりません。
5. 契約者が当社に係る秘密情報を漏えいした場合、直ちに当社に通知するものとします。
6. 契約者の利用契約が終了した場合、契約者は当社に係る秘密情報を復元不可能な方法で消去するものとします。

第38条 (事例の公表)

当社は、契約者及びその登録医療機関が本AIチャートサービスを利用していることに関し、契約

者の氏名又は名称及びその登録医療機関の名称を公表することができます。

第39条（反社会的勢力等の排除）

1. 契約者は、ご自身に関して、現在、以下の各号に掲げる事項を表明し、かつ、将来にわたっても確約するものとします。
 - (1) 反社会的勢力ではないこと
 - (2) 反社会的勢力と以下の関係を有していないこと
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - (3) 反社会的勢力に、本AIチャートサービスを利用させるものではないこと
 - (4) 反社会的勢力に、自己の名義を利用させ、利用契約を締結するものではないこと
2. 契約者は、ご自身が、直接的又は間接的に、以下の各号に掲げる行為のいずれもしないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 本AIチャートサービスの利用に関連して、脅迫的な言動（契約者又は契約者の関係者が反社会的勢力である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。）をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他上記各号に準じる行為
3. 契約者が前2項に定める表明事項又は確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、当社は、何らの通知又は催告を要することなく契約者との利用規約を解約することができます。かかる解約に起因して契約者に何らかの損害が生じた場合であっても、当社は、契約者に対し、何ら責任を負わないものとします。また、かかる解約は当社の契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第40条（輸出規制及び制裁）

1. 当社のサービスには、米国の輸出・再輸出規制に関する法令及び他の法域で適用される同様の制裁法令（制裁当局（米国（米国財務省外国資産管理室（以下「OFAC」といいます。））、米国國務省等を含みますが、これらに限られません。）、国際連合、欧州連合及びその加盟国、英国財務省、日本国財務省等を含みます。）によって管理、施行又は執行される貿易、経済、金融制裁法）、制裁規制、禁輸措置及び制限措置（これには、米国商務省が管理する輸出管理規則（以下「EAR」）、米国財務省OFACが管理する貿易・経済制裁措置、及び米国國務省が管理する国際武器取引規則（以下「ITAR」といいます。）、日本国財務省・経済産業省が管理する外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）が含まれます。）が適用される場合があります。契約者は、以下の各号に掲げる事項を表明し、かつ、将来にわたっても誓約するものとします。
 - (1) 米国が物品の禁輸を行っている国、又はその他制裁法令により経済制裁の対象となっている国に居住していないこと
 - (2) 適用される輸出・再輸出に関する法令、他の法域で適用される同様の法律、その他米国政府の禁止・制限対象者リストに記載されている取引禁止対象者又はこれらの者に所有若しくは支配（最終的な支配を含みます。）されている者ではないこと
 - (3) これらの制裁法令に違反することとなる可能性のある活動に従事していないこと
2. 契約者は、EAR及びOFACが管理する貿易・経済制裁措置並びに外為法等を含む全ての該当する輸出・再輸出規制に関する法令を遵守することに同意します。具体的には、契約者は、本規約に基づいて当社から受領したソフトウェア、技術（当該技術から派生した、または当該技術に基づく製品を含みます。）、サービスを、EAR及びOFACが管理する貿易・経済制裁措置、又は米国若しくはその他の法域の適用される法令（外為法を含みます。）で禁止され

ている目的地、団体、個人に対して、これらの法令で必要とされる事前承認を管轄政府機関から得ることなく、直接的又は間接的に、使用、販売、輸出、再輸出、移転、転用、リリース、又はその他の方法で処分しないことに同意します。

第41条（譲渡禁止等）

1. 契約者は、当社の事前の書面による承諾がない限り、利用契約に基づく権利義務又は利用契約上の地位を第三者に譲渡（会社分割による承継を含みます。）し、引き受させ、担保の目的に供し、又はその他の処分をしてはならないものとします。
2. 前項にかかわらず、契約者において相続又は合併があった場合、相続人又は吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社は、契約者の地位を承継します。この場合、契約者の地位を承継した者は、承継の効力発生日後速やかに、承継したことを証する書面とともに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本AIチャートサービスに係る事業を第三者に譲渡（会社分割による承継を含みます。）する場合、利用契約に基づく権利義務並びに利用契約上の地位を当該第三者に譲渡し、又は承継させることができるものとします。
4. 前項の場合、当社は、契約者の契約者情報を前項の第三者に承継させることができるものとします。

第42条（存続条項）

利用契約が、解約その他の事由の如何を問わず、終了した場合であっても、第5条（当社による措置）第3項、第7条（利用契約の終了の効力）第2項、第14条（医療広告掲載サービス）第2項、第15条（診療予約受付・管理サービス）第3項乃至第5項、第18条（医療費決済サービス）第6項、第24条（登録情報）第2項、第25条（個人情報情報の取扱い）、第28条（契約者情報の取扱い）第8項、第30条（責任分界点）から第35条（第三者からの請求）まで、第37条（秘密保持義務）、第39条（反社会的勢力等の排除）第3項、第40条（輸出規制及び制裁）から第45条（準拠法・裁判管轄）までの規定は引き続き効力を有します。

第43条（分離可能性）

本規約の規定の一部が、法令等により無効又は執行不能となった場合であっても、本規約のうち無効又は執行不能とされた規定以外の規定は引き続き完全な効力を有するものとします。

第44条（完全合意）

本規約は、本規約の対象事項に関する当事者間の完全なる合意を構成し、かかる対象事項に関する当事者間の利用契約締結前の合意に取って代わります。

第45条（準拠法・裁判管轄）

1. 利用契約は、日本法を準拠法とします。
2. 利用契約及び本AIチャートサービスに関して契約者と当社との間に生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和6年12月20日
GMOヘルスケア株式会社